

令和6年度（令和5年度分） 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： いわき市（市長部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員（再任用・常勤）	107.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員（再任用・短時間）	104.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員）	76.8%
全職員	51.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.1%
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	95.3%
本庁係長相当職	92.2%

* 市長部局等の行政職給料表以外の給料表が適用になる職員を除く。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.9%
31～35年	86.5%
26～30年	88.2%
21～25年	89.3%
16～20年	86.5%
11～15年	81.7%
6～10年	81.3%
1～5年	83.1%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和6年度（令和5年度分） 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： いわき市（医療センター）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	58.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員（再任用・常勤）	106.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員（再任用・短時間）	94.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員）	99.2%
全職員	54.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	-

* 医療職については、上記役職区分による分類が困難なため、算定対象から除外。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.5%
31～35年	76.8%
26～30年	62.4%
21～25年	57.4%
16～20年	62.3%
11～15年	70.5%
6～10年	51.8%
1～5年	47.0%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和6年度（令和5年度分） 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： いわき市（水道局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員（再任用・常勤）	-
任期の定めのない常勤職員以外の職員（再任用・短時間）	-
任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員）	84.5%
全職員	78.4%

* 再任用常勤・短時間については女性職員が存在しないため、算出不可

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	96.6%
本庁係長相当職	87.4%

* 本庁部局長・次長相当職については女性職員が存在しないため、算出不可

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	99.0%
26～30年	94.2%
21～25年	78.7%
16～20年	89.9%
11～15年	90.4%
6～10年	93.4%
1～5年	104.6%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 勤続年数36年以上については女性職員が存在しないため、算出不可